

令和6年第2回大玉村議会定例会会議録

第1日 令和6年6月18日（火曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1番 館下憲一	2番 渡邊初治	3番 菅原貴子
4番 渡邊啓子	5番 斎藤信一	6番 松本昇
7番 本多保夫	8番 佐原佐百合	9番 鈴木康広
10番 須藤軍蔵	11番 武田悦子	12番 押山義則

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村長	押山利一	副村長	武田正男
教育長	渡辺敏弘	総務部長兼総務課長	押山正弘
住民福祉部長	作田純一	産業建設部長	菅野昭裕
政策推進課長	鈴木真一	税務課長	菊地健
住民生活課長	後藤隆	健康福祉課長	安田春好
産業課長	藤田良男	建設課長	杉原仁
環境保全課長	伊藤寿夫	会計管理者兼出納室長	菊地美和
教育総務課長	橋本哲夫	生涯学習課長	渡辺雅彦
農業委員会事務局長	神野藤浩和		

4. 本会議案件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

行政報告

議案の一括上程（議案第35号から議案第47号及び報告第1号）

議案第35号 大玉村税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

議案第36号 令和5年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて

議案第37号 大玉村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第38号 平成23年東日本大震災による被災者に対する村民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第 39 号 大玉村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について
- 議案第 40 号 大玉村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介
護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 41 号 大玉村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 42 号 大玉村地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例に
ついて
- 議案第 43 号 大玉村包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例について
- 議案第 44 号 令和 6 年度大玉村一般会計補正予算について
- 議案第 45 号 令和 6 年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第 46 号 令和 6 年度大玉村介護保険特別会計補正予算について
- 議案第 47 号 令和 6 年度消防小型動力ポンプ積載車購入に係る物品売買契約
について

報告第 1 号 令和 5 年度大玉村繰越明許費に係る繰越計算書について

提案理由の説明

請願・陳情について（委員会付託）

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、三瓶隆弘、鈴木裕也

会 議 の 経 過

○議長（押山義則） おはようございます。令和6年第2回6月定例会が招集されましたところ、出席ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員は、12名全員であります。定足数に達しておりますので、令和6年第2回大玉村議会6月定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） これより本日の会議を開きます。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番本多保夫君、8番佐原佐百合君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。10番。

○議会運営委員長（須藤軍蔵） おはようございます。

令和6年第2回6月定例会に当たりまして、さきに閉会中の継続調査としておりました今期定例会の会期日程等について、去る6月14日午前10時より第1委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、調査をいたしましたので、その経過と結果について、以下、ご報告を申し上げます。

委員会は、議長出席の下、全委員出席、さらに当局から総務部長の出席を求め、提出議案の概要の説明を受け、会期及び会議日程等について、次のように決定をいたしました。

今期定例会に提出されます事件は、村長提出の議案等14件で、その内容は、専決処分承認案2件、条例改正案7件、補正予算案3件、契約案件1件、報告1件の、合わせて14件であります。

また、今期定例会の一般質問者は9名であります。

以上のことから、会期につきましては、本日6月18日から21日までの4日間と決定をいたしました。

また、日程、会議区分及び議事内容については、

本日18日 本会議 村長の行政報告、議案の一括上程、提案理由の説明、請願及び陳情の委員会付託、委員会

6月19日 議案調査のため休会

6月20日 本会議 一般質問 7名

6月21日 本会議 一般質問 2名、議案審議、付託事件の委員長審査報告及び

審議、閉会中の継続調査申出という日程で行います。

以上のように、委員会として全委員一致をもって決定いたしましたので、何とぞご審議の上、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます、報告といたします。

○議長（押山義則） お諮りいたします。

会期については、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、会期については、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり決定しました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、例月出納検査報告について、今定例会までに受理した請願・陳情の報告について、説明員の報告についてであり、内容は配付いたしました報告書のとおりであります。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第4、村長より行政報告を求めます。村長。

○村長（押山利一） ご苦労さまでございます。

本日、第2回定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には何かとご多忙の中ご出席を賜り、提出案件のご審議を賜りますこと、感謝を申し上げます。

今次定例会に当たり、現時点における本年度の事務事業につきましては、お手元に配付の別紙をもって行政報告とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第5、議案第35号から議案第47号及び報告第1号を一括上程いたします。

事務局職員に議案を朗読させます。事務局。

○書記（三瓶隆弘） 別紙議案書により朗読。

○議長（押山義則） 事務局職員の朗読が終わりました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第6、村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（押山利一） 本定例会における提出議案は、専決処分2件、条例改正案7件、補正予算案3件、その他1件、報告1件、合わせて14件であります。

それでは、議案第35号、大玉村税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が令和6年3月30日に公布され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、大玉村税条例について改正が必要になったため、令和6年4月1日付で本条例の一部を改正する条例を専決処分したのでご報告し、承認を求めるものであります。

なお、今回の改正は、固定資産税における令和6年度評価替えと令和6年度分の個人の村民税の特別税額控除が主なものとなっております。

改正の内容について申し上げます。

第34条の7につきましては、寄附金税額控除に関する規定で、公益信託の見直しに伴う所得税法の規定の見直しにより、所要の改正を行うものであります。

第51条につきましては、村民税の減免に関する規定で、職権による減免を可能とする規定を追加するものであります。

第56条につきましては、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に関する規定で、法律の改正に合わせて改正するものであります。

第71条及び第139条の3につきましては、固定資産税の減免及び特別土地保有税の減免に関する規定で、第51条と同様に職権による減免を可能とする規定を追加するものであります。

附則第4条の2につきましては、単に課税標準の計算方法を定めるものであり、条例の性格を踏まえ削除するものであります。

附則第7条の5から附則第7条の8までにつきましては、令和6年度分及び令和7年度分の個人の村民税の特別税額控除に関する規定で、それぞれ新設するものであります。

附則第8条につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例に関する規定で、個人の村民税の特別税額控除に関して、特別税額控除額の算定に用いる所得割の額について、当該規定の適用後のものとなるよう読替規定を追加するものであります。

附則第10条の2につきましては、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合に関する規定で、それぞれ法律の改正に伴い所要の改正を行うものであります。

附則第10条の3につきましては、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に関する規定で、認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を第3項として新設し、第9項から第14項までは、地方税法施行規則附則の改正による項ずれに伴う改正であります。

附則第11条から附則第15条までは、固定資産税及び特別土地保有税に関する規定で、令和6年度評価替えに伴い、それぞれ適用年度を更新するものであります。

附則第16条の3から附則第20条の3までは、それぞれ上場株式等に係る配当所得等、土地の譲渡等に係る事業所得等、長期譲渡所得、短期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、先物取引に係る雑所得等、特例適用利子等及び特例適用配当等並びに条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例、いわゆる分離課税に関する規定であり、附則第8条と同様に、個人の村民税の特別税額控除に関して、特別税額控除額の算定に用いる所得割の額について、当該規定の適用後のものとなるよう読替規定を追加するものであります。

次に、附則第1条では施行期日を、附則第2条では村民税に関する、また附則第

3条では固定資産税に関する経過措置について定めるものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものであります。

次に、議案第36号、令和5年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

予算書のほうの専決の予算書をお開きください。

今回の補正は、令和6年3月29日付をもって専決処分による補正予算の編成をしたものであります。

それでは、補正予算書1ページをお開き願います。

補正予算第8号は、繰越明許費の追加であります。

2ページをお開きください。

第1表繰越明許費補正は、年度内に竣工の見込みのない広葉樹林再生事業費1件を追加するものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものであります。

それでは、議案第37号。

また議案書のほうにお戻りください。

議案第37号、大玉村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第17号）が令和6年1月26日に公布され、令和6年4月1日から施行されたことに伴い所要の改正を行うとともに、令和6年度国民健康保険税本算定課税に係る税率の改正を行うものであります。

政令の関係部分の改正内容について申し上げます。

社会保険方式を採用する医療保険制度では、保険税負担は負担能力に応じた公平なものである必要がありますが、受益との関連において、被保険者の納税意欲に与える影響や、制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険負担に一定の限度額を設けており、国民健康保険税においては、その額は政令で定められております。

国民健康保険税の賦課限度額につきましては、令和5年度に2万円引き上げられたところではありますが、保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から、令和6年度においても後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を22万円から24万円に2万円引き上げられました。

また、保険税負担能力が特に不足している被保険者を救済するため、世帯の所得が一定額以下の場合には、応益割に係る保険税について軽減が行われております。低所得者に対する軽減措置については、経済動向等を踏まえ、生活水準が変わらなければ引き続き軽減を受けることができるよう、軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額を、5割軽減については29万円から29万5,000円に、2割軽

減については53万5,000円から54万5,000円にそれぞれ引き上げられました。

この改正を受け、第2条第3項の後期高齢者支援金等課税額の上限を2万円引き上げ24万円に、第21条第1項第2号の5割軽減では、軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額について5,000円を引き上げ29万5,000円に、同第3号の2割軽減では1万円を引き上げ54万5,000円とするものであります。

なお、税額算定の案分率である所得割の税率、均等割額及び平等割額については、医療費が増加傾向にある中、将来にわたる医療費の増高に対応するため少しずつでも引き上げていくことが特別会計と目的税の趣旨から必要とされるところですが、新型コロナウイルス感染症蔓延による経済的影響及び世界情勢の不安定化による農業者を含む個人事業者の事業不振や非正規労働者の不安定な労働環境、実態、さらには物価全般が上昇傾向にあった中、令和2年度に大幅に税率を引き下げ、令和3年度から令和5年度にかけてほぼ据置きとし、基金取崩しにより補填を行ってきた結果、基金の残高が年々減少する傾向にありました。

令和6年度においては、前年度に大きく落ち込んだ課税標準額がほぼ例年並みに回復し、今後の国保運営の基盤を確保するための基金の回復を図るとともに、社会保障費に加え、電気料金を含め物価全般が上昇傾向にある中、按分率を応能割49.71%、応益割50.29%として、軽減が適用される応益割の割合を若干増やすとともに均等割額及び平等割額を前年同額とし、これにより算定した1人当たりの算定額は11万214円で前年同額、1世帯当たりは16万262円で1.5%の減としたところであります。

次に、議案第38号、平成23年東日本大震災による被災者に対する村民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、平成23年東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の免除措置等に対する国の財政支援が延長され、令和6年度においても措置されることとなり、条例改正の必要が生じたことから、本条例の一部を改正する条例を定めるものであります。

改正の内容について申し上げます。

国民健康保険税に係る減免規定に第4条の13を新たに追加するもので、減免の内容につきましては、上位所得層を除く被保険者で、旧避難指示区域等に居住していたために避難を行っている世帯は全額を、旧避難指示区域等に居住していたために避難を行っているが、平成27年中に指定が解除された地域に居住していた世帯は半額を、上位所得層の被保険者で、令和5年4月2日以降、令和5年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域に居住していたために避難を行っている世帯は令和6年4月分から9月分までに相当する月割算定額を、帰還困難区域に居住していたために避難を行っている世帯は全額を、それぞれ免除するものであります。

なお、これら規定により減免する国民健康保険税相当額については、令和6年度の

特別調整交付金により財政支援を受けることとなります。

附則では、施行期日及び適用について定めるものであります。

次に、議案第39号、大玉村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育士・保育従事者の配置基準を改正するものであります。

改正内容についてご説明申し上げます。

小規模保育事業及び事業所内保育事業所における保育士・保育従事者の配置基準について、満3歳以上満4歳未満の児童は、現行おおむね20人につき1人以上の配置となっているところ、おおむね15人につき1人以上の配置と改正するものであります。

また、満4歳以上の児童については、現行おおむね30人に1人以上の配置となっているところ、おおむね25人に1人以上の配置と改正するものであります。

次に、議案第40号、大玉村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第161号）に基づき、本条例の一部を改正するものであります。

主な改正について申し上げます。

厚生労働省令の一部改正に伴い、特定の記録媒体以外の幅広い媒体の使用を可能にするための文言の改正であります。

次に、議案第41号、大玉村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、前議案と同様であります。

次に、議案第42号、大玉村地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正に伴い、適用条項の条ずれを改正するものであります。

次に、議案第43号、大玉村包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第61号）に基づき、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容について申し上げます。

第4条につきましては、人材確保が困難となっている状況を踏まえ、地域包括支援

センターの職員の配置基準を緩和するほか、各条項等において適用条項の条ずれを改正するものであります。

続きまして、議案第44号から議案第46号、令和6年度各会計補正予算について、概要のみご説明申し上げ、詳細につきましては総務部長に説明をさせます。

それでは、議案第44号、令和6年度大玉村一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

補正予算書1ページをお開き願います。

今回の補正は、緊急性、重要性を勘案した予算の編成をしたものでありまして、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ6,790万1,000円を追加し、予算の総額を43億9,352万6,000円とするものであります。

第2条では、4ページに記載のとおり、地方債の補正について定めたものであります。

次に、議案第45号、令和6年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。

25ページをご覧ください。

今回の補正は、本年度における保険税や各種納付金等の精査を行い、その結果に基づき調整を行ったものであります。

本算定に基づく保険税につきましては、前年度繰越金を充当することにより、保険税率は前年度と比べて1人あたりは増減なし、世帯当たり1.5%の減とし、被保険者の負担を抑えられるよう、所要の措置を講じた予算の編成をしたものであります。

その結果、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ259万7,000円を追加し、予算の総額を8億400万7,000円とするものであります。

次に、議案第46号、令和6年度大玉村介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

33ページをご覧ください。

今回の補正は、国庫負担金等の交付決定に伴う財源の調整等を行い、既定の予算の総額を変えない編成をしたものであります。

次に、議案書のほうにお戻りください。58ページになりますね。

議案第47号、令和6年度消防小型動力ポンプ積載車購入に係る物品売買契約について申し上げます。

第5分団1方部配備の小型動力ポンプ付積載車（1999年式）1台につきまして、消防車両の更新計画に基づき更新を行うものであります。

入札につきましては、去る5月27日に指名競争入札により実施し、眞柄防災株式会社が968万円で落札し、同日付で物品売買仮契約を締結したものであります。

積載車については、道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準に適合した緊急自動車として承認が得られるものであることが条件となり、四輪駆動、自動変速機能などを装備し、消防車両としての塗装や赤色回転灯、電子サイレン、その他の資機材を搭載するための艤装措置を必要とするため、納入期限を令和7年2月28日としてお

ります。

以上、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、報告第1号、令和5年度大玉村繰越明許費に係る繰越計算書については、資料をご覧ください。

以上のとおり、提案理由の説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 命により、議案第44号から議案第46号、令和6年度各会計補正予算についてご説明を申し上げます。

補正予算書をご覧くださいと思います。

初めに、議案第44号、令和6年度大玉村一般会計補正予算について申し上げます。それでは、補正予算の主な内容について、歳出からご説明を申し上げます。

12ページをお開き願います。

款2総務費は、総額2,645万円の補正計上であります。

以下、主な事務事業等について申し上げます。

一般管理費の事項①三役、職員の人件費及び庁内一般管理に要する経費は、本年10月の児童手当制度改正に伴う職員支給分に係るシステム改修業務委託料55万円を補正計上し、既定額との調整により、合わせて11万円の減額計上であります。

文書広報費の事項①行政組織連絡及び広報紙発行等に要する経費は、平成22年4月から164回にわたり広報おおたまに長年寄稿いただいている「おおたま野の花おりおり」を冊子にまとめるための経費として374万円の補正計上であります。

財産管理費の事項③ふれあいセンター管理運営に要する経費は、ふれあいセンター3施設に防犯カメラを設置するための工事費115万5,000円の補正計上であります。

企画費の事項③公共交通の運行に要する経費は、国庫補助を活用し、AIによるデマンドタクシー予約配車システム構築業務委託料600万円の補正計上であります。

事項⑤定住促進対策に要する経費は、6団地22区画を対象とした定住促進住宅団地造成事業補助金1,100万円の補正計上であります。

下段から14ページにかけての国内外交流費の事項①国内外交流事業に要する経費は、マチュピチュ村との友好都市締結10周年記念事業に係る県補助金の内示を受け、事業経費59万4,000円の補正計上であります。

14ページをお開き願います。

下段の款3民生費は、総額1,515万7,000円の補正計上であります。

社会福祉総務費の事項⑦物価高騰対応重点支援給付金に要する経費は、住民税非課税世帯等を対象とした給付金の支給に係るシステム改修業務委託料115万5,000円などの事務経費として、合わせて392万2,000円の補正計上であります。

16ページをお開き願います。

障がい者福祉費の事項③障害者総合支援法に要する経費は、消費税の課税対象であることが判明した障がい者相談支援事業委託料に係る本年度分の消費税相当額33万7,000円と、過去5年分の消費税相当額172万7,000円など、合わせて216万4,000円の補正計上であります。

18ページをお開き願います。

款6農林水産業費は、総額1,494万4,000円の補正計上であります。

農業振興費の事項③産業振興センターの管理運営に要する経費は、施設の指定管理受託者である村づくり株式会社に常勤の職員を置くための経費として、指定管理業務委託料500万円など、合わせて563万8,000円の補正計上であります。

中段の畜産業費の事項②堆肥センターの運営に要する経費は、国庫補助金等を活用した自走式堆肥散布機マニアスプレッダの購入経費930万6,000円の補正計上であります。

款7商工費は、総額284万2,000円の補正計上であります。

商工振興費の商工業の振興に要する経費は、宴会部門を担う大玉村商工会ルーラルおおたまの充実強化を図るための関係経費を含め、合わせて274万2,000円の補正計上であります。

20ページをお開き願います。

款8土木費は、総額266万2,000円の補正計上であります。

道路新設改良費の道路新設改良に要する経費は、国の社会資本整備総合交付金の内示に伴う財源調整であります。

下段の住宅管理費の事項④空き家改修に要する経費は、空き家改修等支援事業補助金230万円の補正計上であります。

款9消防費の消防施設費、消防施設の整備に要する経費は、第4分団1方部の屯所整備に係る分筆測量業務委託料50万円の補正計上であります。

22ページをお開き願います。

款10教育費は、総額219万7,000円の補正計上であります。

事務局費の事項②教委事務局の管理運営に要する経費は、物価高騰に伴う保護者負担増等全額を対象とした学校給食費補助金51万円の補正計上であります。

中段の体育施設費の事項②プール・テニスコートの管理に要する経費は、テニスコート防風ネット修繕費や村民プール循環ろ過装置修繕費などの施設修繕料95万5,000円の補正計上であります。

款14予備費は、財源を調整し、314万9,000円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

款15国庫支出金の民生費国庫負担金は、低所得者保険料軽減強化事業費277万1,000円の補正計上であります。

総務費国庫補助金は、デマンドタクシー予約配車システム構築業務委託料に充当と

なるデジタル田園都市国家構想交付金300万円や、物価高騰に係る学校給食費補助金に充当となる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推進事業）1,096万円など、合わせて1,905万9,000円の補正計上であります。

民生費国庫補助金は、子ども・子育て支援事業費で283万円の増額、土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金で1,674万2,000円の減額計上であります。

農林水産業費国庫補助金は、堆肥センターマニアスプレッド購入経費に充当となる国内肥料資源活用総合支援事業費418万5,000円の補正計上であります。

款16県支出金の民生費県負担金は、低所得者保険料軽減強化事業費138万5,000円の補正計上であります。

総務費県補助金は、国内外交流費のマチュピチュ村との友好都市締結10周年記念事業に係る県補助金の内示を受け、地域創生総合支援事業費14万5,000円の補正計上であります。

10ページをお開き願います。

総務費委託金は全国家計構造調査市町村交付金7,000円、土木費委託金は一級河川管理費4万円の補正計上であります。

款19繰入金金は、財政調整基金取崩しで4,000万円、農業振興基金取崩しで512万1,000円の補正計上であります。

款22村債の土木債は860万円、消防債は50万円の補正計上であります。

以上、大玉村一般会計補正予算についてご説明申し上げました。

次に、議案第45号、令和6年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。

それでは、補正予算の内容について、歳出よりご説明を申し上げます。

30ページをお開き願います。

款1総務費の一般管理費、国保事務一般管理に要する経費は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係るシステム改修業務委託料231万円を含め、合わせて284万円の補正計上であります。

款3国民健康保険事業費納付金の医療給付費分は11万9,000円の増額、後期高齢者支援金等分は15万円の増額、介護納付金分は54万1,000円の減額計上であります。

これらは、いずれも県納付金の納付額確定に基づく計上であります。

予備費は、財源を調整し、2万9,000円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

28ページをお開き願います。

款1国民健康保険税の国民健康保険税は、医療給付費分で581万8,000円の増額、介護納付金分で249万8,000円の減額、後期高齢者支援金分も856万3,000円の減額計上であります。

款2国庫支出金の社会保障・税番号制度システム整備費は、260万9,000円

の補正計上であります。

款3 県支出金の保険給付費等交付金は、特別交付金23万1,000円の補正計上
であります。

款6 繰越金は、前年度剰余金見込額500万円の補正計上であります。

以上、大玉村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

次に、議案第46号、令和6年度大玉村介護保険特別会計補正予算について。

それでは、補正予算の内容について、歳出よりご説明を申し上げます。

38ページをお開き願います。

款2 保険給付費の居宅介護サービス給付費は、財源調整であります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

36ページをお開き願います。

款1 介護保険料は、低所得者保険料軽減強化事業の取り組みにより、特別徴収保険
料で514万9,000円、普通徴収保険料で39万4,000円と、いずれも減額
計上であります。

款7 繰入金の低所得者保険料軽減事業繰入金は、554万3,000円の補正計上
であります。

以上、大玉村介護保険特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

以上のとおり、令和6年度各会計に係る補正予算について、提案理由の説明を申し
上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（押山義則） 提案理由の説明が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第7、請願・陳情について、常任委員会付託を行います。

3月定例会以降、今定例会までに受理した請願・陳情は、お手元にお配りいたしま
した写しのとおり、請願第1号及び請願第2号の2件、陳情第4号及び陳情第5号の
2件であります。

お諮りいたします。

議長から所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

議長から所管の常任委員会に付託をいたします。

配付いたしております付託表のとおり、請願第1号及び請願第2号、陳情第5号を
総務文教常任委員会に、陳情第4号を産業厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 以上で日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ、散
会いたします。ご苦労さまでした。

（午前10時44分）